

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券

ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2031年10月10日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

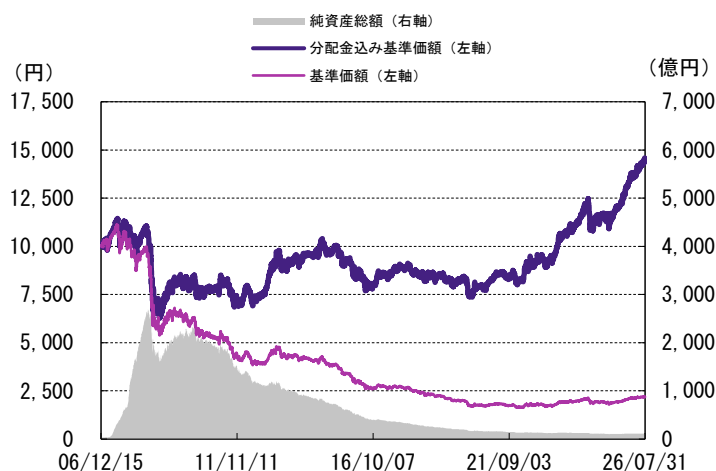


【ファンドの特色】

- 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
- 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

＜基準価額の推移＞



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

＜資産構成比率＞

マルチカレンシーファンド クラスB	98.8%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.1%

＜分配金実績（税引前）と決算日の基準価額＞

	設定来合計	直近12期計	25・8・12	25・9・12	25・10・14	25・11・12	25・12・12
分配金	7,350円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	-	-	1,931円	1,950円	1,983円	2,022円	2,064円
	26・1・13	26・2・12	26・3・12	26・4・13	26・5・12	26・6・12	26・7・13
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	2,112円	2,106円	2,134円	2,157円	2,146円	2,170円	2,182円

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

基準価額：2,181円

純資産総額：113.36億円

＜基準価額の騰落率＞

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
0.83%	1.39%	6.34%	19.84%	36.46%	43.63%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

＜基準価額騰落の要因分解＞

前月末基準価額		2,173円
当月お支払いした分配金		-10円
為替要因	コロンビアペソ	23円
	イギリスポンド	0円
	カナダドル	0円
	ハンガリーフォリント	-7円
	メキシコペソ	-1円
	オーストラリアドル	1円
	アメリカドル	-3円
	ノルウェークローネ	4円
	チリペソ	-4円
債券要因	ポーランドズロチ	-2円
その他	インカムゲイン	6円
	キャピタルゲイン	3円
当月末基準価額		2,181円

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

コロンビアペソ	12.4%
メキシコペソ	12.3%
ハンガリーフォリント	11.8%
ポーランドズロチ	10.4%
チリペソ	9.7%
アメリカドル	9.6%
オーストラリアドル	9.2%
イギリスポンド	8.8%
ノルウェークローネ	7.9%
カナダドル	7.9%
その他	0.0%

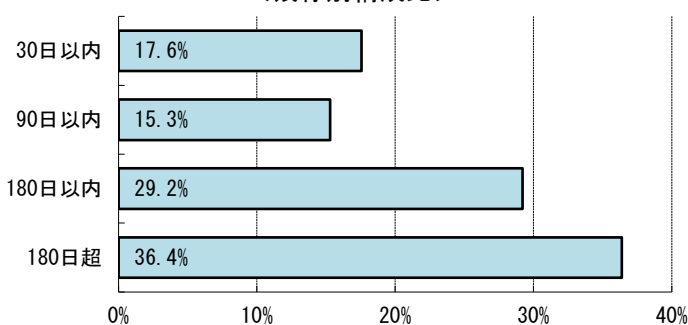
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

<格付別構成比>

短期金融 商品	P-1	10.4%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	58.1%
	Aa	13.3%
	A	16.6%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aaa

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

ソブリン債	58.1%
社債・その他	40.4%
社債	30.0%
A B S	0.0%
コマーシャルペーパー	10.4%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	5.84%
ポートフォリオの平均残存日数	158日
組入債券の銘柄数	18銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。
将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して上昇しました。日本政府・日銀が円買い介入を実施したとの見方が市場で広がったことなどが円に対するオーストラリアドルの下落要因となったものの、オーストラリアの雇用統計が市場予想を上回る堅調な結果となったことや、中東情勢の緊迫化に伴う原油高を受け、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易収支悪化が懸念されたことなどから、オーストラリアドルは円に対して上昇しました。

【アメリカ】

アメリカドルは円に対して下落しました。中東情勢の緊迫化に伴う原油高を受け、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易収支悪化が懸念されたことや、地政学的リスクの高まりを背景に基軸通貨であるアメリカドルを買う動きが強まったことなどが円に対するアメリカドルの上昇要因となったものの、日本政府・日銀が円買い介入を実施したとの見方が市場で広がったことや、米国の消費者物価指数（CPI）および生産者物価指数（PPI）が市場予想を下回り、米国の早期利上げ観測が後退したことなどから、アメリカドルは円に対して下落しました。

【カナダ】

カナダドルは円に対して上昇しました。日本政府・日銀が円買い介入を実施したとの見方が市場で広がったことなどが円に対するカナダドルの下落要因となったものの、カナダの雇用統計が市場予想を上回る堅調な結果となったことや、カナダの商品の貿易黒字が市場予想を上回ったこと、中東情勢の緊迫化に伴う原油高を受け、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易収支悪化が懸念されたことなどから、カナダドルは円に対して上昇しました。

【メキシコ】

メキシコペソは、対円で下落しました。6月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前月から減速し市場予想を下回りました。また、7月前半のCPIは、市場予想に沿った水準に収まりました。メキシコの中央銀行の副総裁はインフレ環境の改善を認める一方で、サービスインフレが持続していることを踏まえ、見通しについては引き続き慎重な見方をしていると指摘しました。同中銀は、総合およびコアCPIについて、ともに2027年第2四半期に目標水準に戻るとの見方を維持しています。

【チリ】

チリペソは、経済活動や労働市場の弱さが意識されるなか、対円で下落しました。チリの中央銀行は、7月に市場予想通り政策金利の維持を決定しました。労働市場の状態が依然として低調であることなどが強調されました。一方で、6月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想を上回る結果になるとともに、同中銀の目標水準を上回りました。

【イギリス】

イギリスポンドは円に対して上昇しました。日本政府・日銀が円買い介入を実施したとの見方が市場で広がったことなどが円に対するイギリスポンドの下落要因となったものの、英国の総合購買担当者景気指数（PMI）速報値が市場予想を上回り景気拡大を示す水準となったことや、中東情勢の緊迫化に伴う原油高を受け、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易収支悪化が懸念されたことなどから、イギリスポンドは円に対して上昇しました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して上昇しました。日本政府・日銀が円買い介入を実施したとの見方が市場で広がったことなどが円に対するノルウェークローネの下落要因となったものの、中東情勢の緊迫化に伴う原油高を受け、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の貿易収支悪化が懸念されたことや、原油はノルウェーの主要な輸出品目であることなどから、ノルウェークローネは円に対して上昇しました。

【コロンビア】

コロンビアペソは、対円で上昇しました。コロンビアの中央銀行は、6月末に市場予想を上回る大幅な政策金利の引き上げを決定し、物価の安定と中央銀行の独立性に対する姿勢を示しました。このタカ派（景気に対して強気）的な動きはコロンビアペソの下支えとなりました。一方で、これが今回の利上げサイクルにおける最後の引き上げになるとの一部の見方もありました。コロンビアのインフレ率は依然として高水準にあり、6月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想を上回りました。

【ポーランド】

ポーランドズロチは、政策当局からのハト派（景気に対して弱気）的なシグナルが強まるなか、対円で下落しました。ポーランドの中央銀行は、市場予想通り政策金利を維持しました。同中銀総裁は、夏場以降に利下げを検討する可能性を示唆しましたが、政策委員の一部は、インフレリスクを考慮すれば最終的に金融引き締めが必要となる可能性があるとの見方を維持しました。

【ハンガリー】

ハンガリーフォリントは、対円で下落しました。ハンガリーの中央銀行は、市場予想通り追加利下げを実施しました。同中銀総裁は、夏場にかけて追加利下げの余地があると示唆しており、9月発表予定のインフレレポートが今後の利下げペースの重要な指針になるとみられます。インフレ率は減速傾向にあり、6月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前月から減速し、市場予想や中央銀行の目標をともに下回りました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で上昇しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

◎今後の見通し

米国では、米国経済が依然として底堅さを維持するなかで2026年下半年期に入りました。第2四半期のGDP成長率（速報値）は年率換算で前期比1.5%増となり、市場予想を下回りました。しかし、個人消費や人工知能（AI）関連の設備投資に下支えされ、基調的な民間需要や設備投資は引き続き堅調に推移しており、国内経済活動の実勢は、GDP成長率が示す以上に力強いことが示唆されています。インフレ動向はより前向きな内容となり、6月のコア消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想を下回っており、今年前半にみられたトランプ米政権の関税引き上げに関連する物価上昇圧力が和らぎ、デフインフレ基調が徐々に再開しつつあるとの見方を後押ししています。一方、賃金の伸びは依然として底堅く推移し、インフレ率は米国連邦準備制度理事会（FRB）の目標を上回って推移していることから、FRBは慎重な姿勢を維持しています。7月の米国連邦公開市場委員会（FOMC）では政策金利が維持されましたが、会合後の情報発信はデュアルマンドレートと必ずしも整合していないと市場は受け止めました。トランプ米政権は、米国連邦最高裁が国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を違法と判断したことを受け、失効した関税措置に代えて、法的な持続性を高める狙いで1974年通商法301条に基づき、強制労働産品への輸入規制が不十分であることを理由に追加関税措置を発動しました。一方、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直し協議が依然として決着していないことに加え、米国の中間選挙が近づいていることから、米国の貿易政策は引き続き市場の大きな不確定要因になるとみられます。また、中東情勢は戦闘激化と外交交渉との間で大きく揺れ動いています。米国とイランは和平に向けた協議を開始していますが、市場では慎重ながらも楽観的な見方を織り込みつつあるように思われます。

欧州では、欧州中央銀行（ECB）は7月に政策金利を据え置くことを決定しました。これは、前回の利上げ後、エネルギー価格の上昇や地政学的緊張の再燃がインフレに及ぼす影響を見極めるために、ひとまず政策変更を見送ったものです。今回の決定に際し、一部の政策委員は追加利上げを検討していたことが示唆されています。ECBは引き続き経済指標を重視する姿勢を維持しており、次の重要な政策判断のタイミングとして9月の金融政策決定会合が注目されています。その後公表された経済指標は、金融引き締め姿勢を維持する妥当性を裏付ける内容となっています。7月のユーロ圏の総合購買担当者景気指数（PMI、速報値）は景気拡大・縮小の分かれ目となる50を上回りました。ユーロ圏の第2四半期のGDP成長率（速報値）は前期比0.4%増となりました。インフレは依然として根強く、エネルギー価格の上昇やサービス価格の底堅さを背景に、7月のユーロ圏の総合消費者物価指数（HICP）の上昇率（速報値）は前年同月比2.9%、コア指数の上昇率は同2.5%にそれぞれ加速しました。市場では、ECBによる追加利上げが引き続き見込まれています。

英国では、労働党の党首交代を受けて政治的な不確実性がやや後退するなかで、市場の焦点は財政政策や秋季予算案に置かれています。特に財政支出の圧力や防衛費の負担が増加し続けるなかで、与党労働党の新指導部が経済成長を下支えしつつ財政規律を維持できるかどうかに関心が移っています。防衛費については、既存の防衛費支出計画と北大西洋条約機構（NATO）が掲げる目標との乖離をいかに埋めるかが引き続き議論の中心となっており、英国債市場では英国政府の財政運営に対する信頼性が引き続き重要なテーマになる可能性が高いとみられます。一方、第2四半期の経済活動は当初懸念されたよりも底堅く推移したものの、経済成長の勢いは依然として緩慢であり、長引く貿易を巡る不確実性と軟調な外需によって企業景況感の抑制が続いていることが示唆されています。また、中東情勢が激化する場合、インフレ率が再び上振れするリスクも残っています。このような状況を踏まえ、イングランド銀行（BOE）は7月末に政策金利を据え置くことを決定するとともに、物価上昇圧力が高止まりするなかで、慎重な政策運営の必要性を改めて強調しました。英国債市場は引き続き英国政府の財政状況や世界的な金利の動きに影響を受けやすい状況が続いています。一方、英ポンド相場は、比較的底堅い英国の経済指標や、英国の政策金利が当面は抑制的な水準に維持されるとの見方によって下支えされています。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（RBA）総裁が講演などで、景気とインフレの双方に配慮したバランスの取れたメッセージを発しています。同総裁は、経済成長が想定通り幅広い分野で減速しているものの、これまで実施してきた金融引き締めが、インフレ率を持続的に目標へ回帰させるのに十分であるかどうかについては依然として不透明であるとの認識を示しています。市場では、これらのメッセージが従来ほどタカ派（景気に対して強気）的ではないと受け止めており、金融引き締め局面はすでに終了している可能性が高いとの見方が一段と強まりました。インフレ指標もこうした見方を裏付ける内容となっています。第2四半期の消費者物価指数（CPI）トリム平均値の上昇率は前年同期比3.6%となり、市場予想を下回りました。一方、労働市場は引き続き堅調に推移しており、6月の雇用者数の伸びは前月比で約7万6,000人増となり、失業率は4.4%で横ばいとなっています。これらの経済指標はRBAが当面、政策金利の据え置きを継続する可能性を支持する内容となっています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

ノルウェーでは、足もとのインフレ率が市場予想を下回ったことで、追加利上げを急ぐ必要性は後退しています。6月の総合インフレ率とコアインフレ率はともに前月から減速し、市場予想を下回っており、基調的な物価上昇圧力が想定以上に緩和している様子がうかがえます。一方、国内経済は引き続き底堅さを維持しています。労働市場は依然として逼迫した状況が続いており、失業率は低水準で推移するなど、ノルウェー銀行（中央銀行）の見通しと概ね一致しています。このため、市場の関心は「追加利上げが必要かどうか」から、「最後の利上げはいつ実施されるのか」へと移っています。ノルウェー銀行は引き続き追加利上げの可能性を示唆する姿勢を維持していますが、最新のインフレ指標を踏まえると、ノルウェー銀行がより慎重な政策判断を行なう余地が生じているように思われます。

カナダでは、カナダ銀行（中央銀行）が7月に政策金利を据え置くことを決定しました。あわせて公表された最新の経済見通しは強弱入り混じった内容となっており、2026年のGDP成長率見通しが下方修正された一方、インフレ率見通しは小幅に上方修正されています。同中銀総裁は慎重ながらも前向きな姿勢を示し、経済活動は安定化し始めており、インフレは徐々に鈍化していくとの認識を示しました。また、7月会合の議事要旨では、金融政策をいずれの方向にも早急に変更する必要性は乏しいとの認識が示唆されています。6月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比2.8%に減速しており、コアインフレ指標であるCPIトリム平均値の上昇率は2%を下回りました。一方、一部の対外セクターの輸出拡大を背景に貿易黒字が拡大し、カナダ経済を下支えしています。基調的な物価上昇率が減速する一方、経済成長はなお力強さを欠いていることから、カナダ銀行は金融政策の変更に踏み切る前に、より明確な経済指標を見極める姿勢を維持する可能性が高いとみています。

新興国市場では、中東情勢が再び激化したことや世界的なリスク選好心理の急激な変動を受けて、ボラティリティ（変動性）が高まりました。前月に成立した米国とイランの暫定的な停戦合意の破綻に加えて、米国による軍事行動の再開や、ホルムズ海峡を通過する海上輸送の混乱などを背景に、原油価格が上昇したことを受けて、新興国資産全体にリスク回避の動きが広がりました。一方、米国連邦準備制度理事会（FRB）が政策金利の据え置きを決定し、当面の利上げの可能性を示唆しなかったことを受けて、市場心理は大きく改善しました。当月は、原油価格の上昇や地政学的リスクの高まり、世界的な金利見通しなどを巡る懸念が交錯し、市場心理は大きく揺れ動きましたが、そのなかで、キャリー収益や流動性、各国の金融政策運営に対する信認の重要性が改めて市場で意識されました。また、エネルギー輸出国とエネルギー輸入国の間の格差が一段と鮮明になりました。

高いキャリー収益やインフレ動向の改善を背景に、中南米地域の金融市場は比較的底堅く推移しています。メキシコの中央銀行は、インフレの減速により政策運営の柔軟性が高まっていますが、サービス価格の持続的な上昇に対して引き続き慎重な姿勢を維持しています。ブラジルでは、インフレ率が市場予想を下回る状況が続いたことを踏まえて、次回会合での追加利下げ決定への期待が強まっています。コロンビアの中央銀行は、6月末に市場予想を上回る大幅な政策金利の引き上げを決定しました。同中銀は、今後のインフレ見通しや政治体制の移行状況を見極めた上で、政策判断を行なう方針を示しています。チリの中央銀行は、7月に政策金利の据え置きを決定しており、国内の経済活動の低迷や目標を上回るインフレ率、原油価格の上昇によるインフレ圧力の再燃などを総合的に勘案した政策運営を維持しています。中南米地域では引き続きキャリー収益が主な支援材料となるなか、市場のリスク選好が改善する局面で、メキシコペソやコロンビアペソは比較的堅調に推移しました。欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域は、原油価格の上昇や世界的なボラティリティ上昇の影響をより強く受けています。ハンガリーの中央銀行は、エネルギー価格の上昇や経済成長の低迷、国内の供給面における懸念などから本国通貨フォリントが再び下押し圧力にさらされているにもかかわらず、7月に政策金利を引き下げました。ポーランドの中央銀行は、7月に政策金利を据え置くことを決定しました。南アフリカの中央銀行は、7月に市場予想に反して政策金利を据え置くことを決定しました。アジア地域では、市場間の動向の違いが引き続き鮮明になっています。インドでは、魅力的な実質利回りや市場アクセスの改善などに下支えされ、インドの債券に対する海外投資家の需要は引き続き堅調に推移しています。インドネシアの中央銀行は、2026年前半に積極的な利上げを実施した後、7月は政策金利を据え置くことを決定した一方、為替介入や追加的な措置を活用してインドネシアルピアを下支えしています。韓国の中央銀行は、7月の金融政策決定会合で、力強い経済成長や根強いインフレ、金融システムの安定化に対するリスクなどに対応するため、政策金利の引き上げを決定しました。中国人民銀行は、人工知能（AI）関連セクターとその他の経済分野との格差が拡大しているとの認識を示したものの、大規模な追加景気刺激策の導入は見送りませんでした。アジア地域では、エネルギー輸入国が引き続き構造的な脆弱性を抱えており、インフレや為替リスクが高止まりしている国では金融引き締めが継続されている状況となっています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2031年10月10日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し <u>2.2%(税抜2%)以内</u> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額＝(10,000円／1万口)×100万口＝100万円、購入時手数料＝購入金額(100万円)×2.2%(税込)＝22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくことになります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し <u>年率0.96905%(税抜0.90405%)程度</u> が実質的な信託報酬となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。 当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕 www.amova-am.com 〔コールセンター〕 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第20号			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○	○	
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号			
尾崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○	○	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第2号	○	○	
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第43号			
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第653号	○	○	○
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○
株式会社ＳＢＩ証券 ※右の他に、以下にも加入 一般社団法人日本ＳＴＯ協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 日本商品先物取引協会	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○
株式会社ＳＢＩ新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券） （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○	○	
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第8号			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第39号			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○	○	
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○		
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○		
京都北部信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号			
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○	○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第57号			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第202号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○	○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第21号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第72号			
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第38号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○	○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○		
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長（登金）第8号	○		

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○		○	
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号				
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号				
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号				
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○			
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第259号				
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第53号				
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第41号				
東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第70号				
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○			
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第68号				
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○			
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第268号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第72号				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○			
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第267号				
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	○			
野村證券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○		○	
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号				
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○		○	
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号				
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第5号	○		○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○			
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○		○	
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○			
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第50号				
P a y P a y 銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第7号	○			
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第36号				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号				
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第38号				
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
三菱UFJ e スマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第52号				
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○			
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

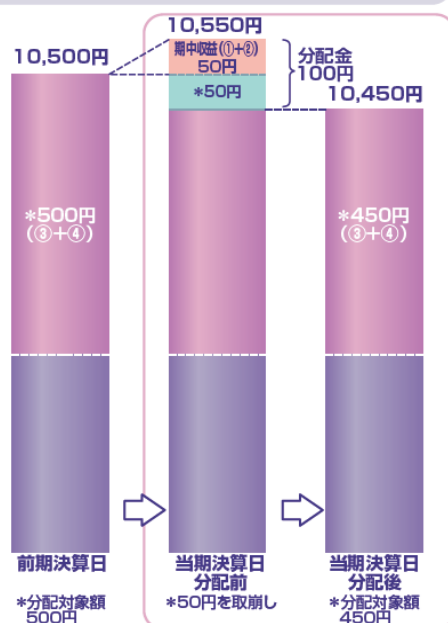
投資信託で分配金が支払われるイメージ



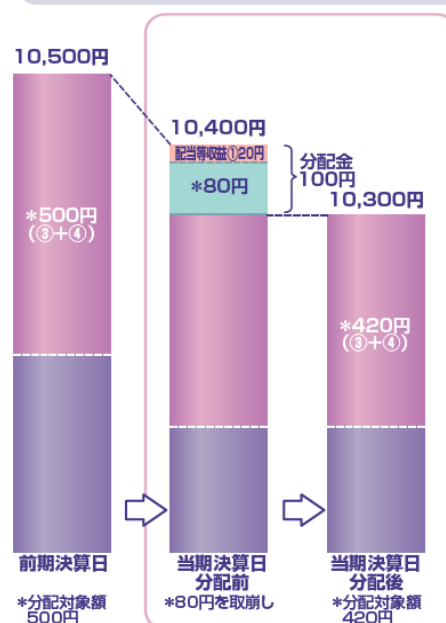
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

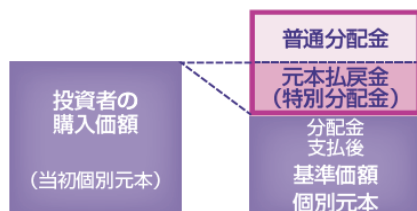


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

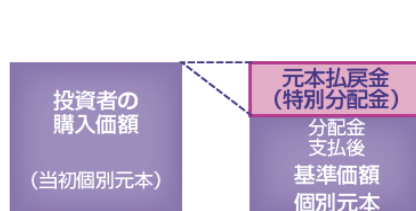
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。